

事務連絡  
令和 4 年 1 月 11 日

各都道府県  
 財政担当課  
 市町村担当課  
 地方創生担当課  
 新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室  
 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
 「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について  
 (規模別協力金等)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)の協力要請推進枠における、対象者の売上高又は売上高減少額に応じた飲食店向けの規模別協力金(以下「規模別協力金」という。)の要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、別途通知します。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

**○ まん延防止等重点措置地域における飲食店向け規模別協力金の取扱い**

これまで、まん延防止等重点措置地域(まん延防止等重点措置区域のうち新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域)における第三者認証店については、21時までの営業時間短縮要請に応じた場合に、規模別協力金を支給することとしていたところです。

今般、地域の感染状況に応じた更なる対策を講じる観点等から、認証店に対する従前の取扱いに加え、都道府県知事の判断により、認証店が非認証店と同様に20時までの営業時間短縮及び酒類提供停止を行った場合については、認証店に対し、非認証店に対する協力金額と同額を支給することを可能とします。また、都道府県知事が認証店に対し、上記の営業時間短縮等の要請を一律に行った場合も、同様の取扱いとします。

本取扱いについては、令和4年1月9日に遡って適用することとします。

【照会先】

(1) 規模別協力金等について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部

西中・寺井・鈴木・鈴木

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752